

韓国知的財産ニュース 2016年8月後期

(No. 325)

発行年月日：2016年9月6日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、8月15日から31日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案の立法予告 (2016.8.18)
- 1-2 発明振興法の一部改正法律案の立法予告 (2016.8.18)
- 1-3 弁理士法施行令・施行規則の改正 (2016.8.29)

関係機関の動き

- 2-1 特許庁・関税庁、海外税関知財保護制度の説明会を開催 (2016.8.18)
- 2-2 第12回国際特許情報博覧会「PATINEX」を開催 (2016.8.23)
- 2-3 特許庁、Global IP-Sharing Korea を開催 (2016.8.24)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 今年の中小・大企業間特許審判、中企が全て敗訴 (2016.8.16)
- 3-2 セルトリオン社、特許無効審決で国内発売加速化 (2016.8.24)
- 3-3 290億ウォン規模の知財権侵害品を摘発 (2016.8.25)
- 3-4 韓国バイオシミラー業界、特許紛争への備えが必要 (2016.8.30)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 モバイルゲームに関する商標出願、中小企業がリード (2016.8.22)
- 4-2 大人用玩具の商標出願が大幅増加 (2016.8.22)

その他一般

- 5-1 藻類利用技術に関する特許出願が活発 (2016.8.19)
- 5-2 2016年第1四半期の知財権貿易収支、大幅改善 (2016.8.25)
- 5-3 高性能タイヤに関する特許出願が増加 (2016.8.25)

➤ 5-4 EVのコア技術、炭化ケイ素半導体の特許出願が増加傾向 (2016. 8. 30)

法律、制度関連

1-1 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案の立法予告

韓国特許庁(2016. 8. 18.)

1. 改正理由

企業の営業秘密を幅広く保護するために秘密管理の要件を緩和し、知的財産侵害の取締りにおいて韓国知識財産保護院を通じた調査・是正勧告を可能にするとともに、技術流出により発生した被害者の損害賠償額の実効性と悪意的侵害を抑制するために、損害額の3倍を超えない範囲で損害賠償額が認められるようにする一方で、営業秘密の無断流出による被害が発生しているにもかかわらず、これを制裁する名分がなく、処罰が不可能な問題点を解消するために、営業秘密侵害行為の類型を拡大し、商品形態模倣行為も刑事処罰の対象にすることを目的とする。

2. 主要内容

イ. 営業秘密定義規定の整備 (案第2条)

企業等の技術上又は経営上の情報が「合理的な努力により秘密に維持」されなければ営業秘密として認められなかったものを「合理的な努力」がなくても「秘密に維持」されていたならば、営業秘密として認められるように認定要件を緩和した。

ロ. 韓国知識財産保護院の業務範囲の拡大(案第7条、第8条、第17条、第17条の3、案第20条)

韓国知識財産保護院が知的財産侵害に対する取締り業務を支援しているにもかかわらず、取締りの法的権限がなく執行に限界があるとの問題点を解消するために、不正競争行為に対する調査・是正勧告の業務範囲を拡大した。

ハ. 営業秘密を悪意的に侵害した場合、3倍以内損害賠償額認定規定の新設(案第14条の2第6項)

営業秘密の悪意的侵害を抑制するために、侵害者の故意の程度、侵害行為の期間及び回

数等諸事情を考慮し、実損害賠償額の3倍以内で損害額を認定できるようにする。

二. 営業秘密侵害行為等に関する罰則規定の整備(案第18条)

正当な権限を超え、営業秘密を流出若しくは保有し、又は窃取、欺罔、脅迫その他の不正な方法により営業秘密を取得する等の営業秘密侵害行為の対象範囲を拡大し、登録を受けていない商品のデザインをそのまま模倣する商品形態模倣行為について、刑事処罰ができるようにする。

3. 意見の提出

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案についてご意見のある機関、団体及び個人は、2016年9月27日まで次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照:産業財産保護政策課長)宛てに提出してください。立法予告案の全文は、特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)からご覧いただけます。

イ. 立法予告事項に対する項目別の意見(賛否意見とその事由)

ロ. 氏名(法人・団体の場合は、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※宛先

○特許庁産業財産保護政策課：大田広域市西区庁舎路189、政府大田庁舎4棟

(郵便番号：35208)

電話番号：(042)481-5842、Fax：(042)472-1360

電子メール：hwon88@korea.kr

1-2 発明振興法の一部改正法律案の立法予告

韓国特許庁(2016.8.18.)

1. 改正理由

会社内に予約承継規定がある場合、従業員の職務発明が完成した時に会社が自動的に承継するよう承継手続きを見直すとともに、職務発明の活用可能性を高めるために予約承継規定がない企業にも職務発明に対する通常実施権を許与し、職務発明に「半導体集積回路の配置設計に関する法律」及び「植物新品種保護法」の保護対象となる創作及び育成を含める等職務発明補償制度を改善する一方で、産業財産権紛争調停の成立率の向

上に向け、産業財産権紛争調停委員会の事務局を新設する等委員会の運営を改善し、知的財産保護に関する事業を効果的に遂行するために韓国知識財産保護院の設立根拠を整備することを目的とする。

2. 主要内容

イ. 職務発明補償制度の改善 (案第 2 条、第 10 条及び第 13 条)

現在は、職務発明に関する予約承継規定があっても、発明に対する権利を使用者が承継する前に従業員が第 3 者に権利を移転する場合、使用者が被害を受ける恐れがあるため、従業員の職務発明が完成した時に会社が自動的に承継するよう承継手続きを改善するとともに、職務発明のために装備や研究費、給与等を提供する会社が最小限通常実施権を保有して活用できるよう、通常実施権に対する制限を削除する一方で、発明と類似した性質の他の知的財産に対する補償が活性化するよう職務発明の範囲を拡大する。

ロ. 産業財産権紛争調停制度の改善 (案第 41 条、第 43 条、第 46 条の 2 等)

産業財産権紛争調停の成立率を高めるために、産業財産権紛争調停委員会の委員を拡充し、事務局を新設するとともに、調停機関を 1 カ月単位で延長できるよう調停手続きを改善する。

ハ. 韓国知識財産保護院の設立根拠の整備 (案第 55 条の 2 乃至第 55 条の 5)

公共性の大きい知的財産保護関連業務を安定的かつ効果的に行うことができるよう、韓国知識財産保護院の設立及び事業等に関する規定を新設する。

二. 公益弁理士特許相談センター支援対象及び出願・登録費用の軽減のための措置対象の変更 (案第 26 条の 2 及び第 27 条第 2 項)

従来、国民基礎生活保障法に基づく受給者又は受給権者となっている支援対象を、国民基礎生活保障法に基づく医療給与受給権者に改正する。

3. 意見の提出

発明振興法一部改正法律案についてご意見のある機関、団体及び個人は、2016 年 9 月 27 日まで次の事項を記載した意見書を特許庁長 (参照: 産業財産政策課長)宛てに提出してください。立法予告案の全文は、特許庁ホームページ (www.kipo.go.kr)からご覧いただけます。

イ. 立法予告事項に対する項目別の意見 (賛否意見とその事由)

- ロ. 氏名(法人・団体の場合は、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※宛先

- 特許庁産業財産政策課：大田広域市西区庁舎路 189、政府大田庁舎 4 棟
(郵便番号：35208)
電話番号：(042)481-8180、Fax：(042)472-3464
電子メール：nornja@korea.kr

1-3 弁理士法施行令・施行規則の改正

韓国特許庁(2016.8.29.)

- 韓国特許庁は、昨年末に改正された弁理士法(法律第 13843 号)による施行令・施行規則の改正作業を完了し、国务会議の議決(8.22)を経て、8月29日から施行すると発表した。
- 弁理士実務修習の内容及び期間
 - 改正弁理士法施行令・施行規則によると、弁理士試験合格者及び弁護士資格所持者は弁理士資格を取得するために「集合教育」(250時間)と「現場研修」(6ヵ月)等、約8ヵ月間の実務修習を受けなければならない。
 - 集合教育は、素養教育(10時間)、産業財産権法の実務(50時間)、産業財産権出願の実務(120時間)等、共通科目(180時間)と審判・訴訟過程又は科学技術の理解等、選択科目(70時間)で構成される。
 - 現場研修は、特許法人等で職務トレーニング(OJT)形式で6ヵ月間進行される。
 - 特許庁は、必須の集合教育とは別に必要な場合「科学技術分野上級過程」を追加で開設し、先端技術分野に対する理解を高めることができるようにする計画だ。

〈実務修習関連規定の改正の背景〉

- 実務修習期間と内容について立法過程で多様な意見が提示されたが、次のような点を考慮して決定
 - ① 実務修習の期間及び内容を必要最小限に設定することで、実務修習を通じて法律サービスの提供に必要な最小限の専門性を確保できるようにして消費者の被害を予防する一方で、実務修習を受ける予備弁理士の過度な負担を防止
 - ② 実務修習が登録要件から資格要件に変更されたことにより、修習期間が長くなると、弁理士試験に合格した者が資格を取得する時まで身分が不安定となる期間も長引く点
 - ③ 概ね6ヵ月前後の実務修習を受ける他資格士(弁護士、税理士、関税士、労務士等)との公平性

□ 弁理士のサービス品質改善の推進

- これとともに、特許庁は弁理士法の下位法令の改正過程において、規制改革委員会等で示された意見を反映して弁理士のサービス品質を改善していくと明らかにした。
 - ① 弁理士の情報公開範囲の拡大(施行令改正案に反映)
 - 特許庁は今回の弁理士法施行令の改正を通じて、弁理士の情報公開を拡大することにした。
 - 現在も弁理士の専門分野を公開するようになっているが、実際の専門分野に関連のある学問を専攻したか、関連学位を取得したか等を明らかにせず、そのレベルどの程度であるかを判断するのが難しかった。
 - これからは弁理士の「出身学科」及び「取得学位」を必ず公開するようにし、一般の法律消費者が自分に適合した弁理士を簡単に見つけられるようにした。
 - ② 「不誠実弁理士申告」コーナーの開設
 - 次に、特許庁のホームページに「不誠実弁理士申告」コーナーを開設(9月初め)

することにした。

消費者が弁理士の不誠実な代理によって被害を受ける事例が発生する場合、当該弁理士を懲戒して弁理サービスの品質を高めていく計画だ。

- 「不誠実弁理士申告」コーナーの開設により、弁理士が職務倫理を遵守し、信義・誠実を持って代理をし、法律消費者に被害を与えることが減るものと期待される。

□ 特許庁はこれからも、一般の法律消費者が良質の弁理サービスを受け、強い知識財産権を獲得できるように弁理サービス品質改善のための対策を持続的に発掘して推進していく計画だ。

関係機関の動き

2-1 特許庁・関税庁、海外税関知財保護制度の説明会を開催

韓国特許庁(2016.8.18.)

□ 韓国特許庁と関税庁は、8月26日ソウル税関にて輸出企業等を対象に主要国*税関の知的財産権の保護及び登録制度について説明会を開催する予定だ。

* 米国、日本、ドイツ、中国、香港、タイ、ベトナム等7カ国

○ 両機関は昨年1回目に、中国、香港、タイ、ベトナム等アジアの主要4カ国の税関知的財産権の登録及び保護制度に関するマニュアルを発行し、企業説明会を開催した。

○ 昨年の説明会に参加した企業の要請により、税関段階における知財権紛争の多い米国、日本、ドイツの税関知財権登録制度に関するマニュアルを発行し、今回第2回目の説明会を開催する。

□ 韓国を始めとするほとんどの国は、知的財産権侵害品の国際取引を防止するために、税関を通じた知的財産権登録制度を運営している。

- 今回の説明会では、海外税関別の知的財産権の登録方法や政府の登録支援事業*について説明が行われるほか、海外税関の知的財産保護制度を活用して通関段階で模倣品の取り締まりを行った韓国企業の事例が紹介される。

* 中小・中堅企業別に年間8件限度で税関知財権登録費用の50%まで支援
(中国・タイ最大300\$/件、米国500\$/件、日本700\$/件、ドイツ・ベトナム1,000\$/件)

- 一方、昨年、中国税関の知的財産権登録制度に関するマニュアルを発刊し、企業説明会を開催した結果、2015年に韓国企業が中国税関に新たに登録した知的財産権は112件で、2014年の39件に比べ約3倍増加した。

* 中国税関の年度別新規登録現況(件): (2012)16→(2013)17→(2014)39→
(2015)112

- 参加の申し込みは、貿易関連知識財産権保護協会(TIPA)、韓国知識財産保護院、KOTRA等にて8月25日まで可能だ。

- マニュアルは、国際知財権紛争情報ポータル(www.ip-navi.or.kr)、IP-DESK(www.ip-desk.or.kr)、関税庁及びKOTRAのホームページ、TIPA(www.e-tipa.org)にて確認することができる。

- 両機関は、韓国輸出企業の海外税関における知的財産権登録がさらに拡大するよう、様々な支援を行うと同時に、現地の通関段階において韓国ブランド(K-Brand)侵害品に対する取り締まりが強化されるよう海外税関との協力も強化していく計画だ。

2-2 第12回国際特許情報博覧会「PATINEX」を開催

韓国特許庁(2016.8.23.)

- 特許庁は「企業の成功と特許情報(IP Knowledge at the Core of Business Success)」というテーマで「国際特許情報博覧会(PATINEX 2016)」を9月1日から両日間、ソウルのインペリアル・パレスホテルで開催する。

- 今年で12回目を迎える国際特許情報博覧会[PATINEX 2016]は、国内唯一の国際特

許情報イベントであり、世界各国の特許情報専門家らの発表と討論が行われるカンファレンスと特許情報サービス会社の多様な製品を紹介する博覧会で構成される。

- 初日の9月1日には、ジェイソン・ケナジ (Jason Kenagy) クアルコム (Qualcomm) 副社長が「企業の持続的な発展と特許情報の戦略的価値」に関する基調演説を行い、続いて特許取引専門企業である米国オーシャントモ (OceanTomo) とグローバル化学企業の日本日東電工の特許担当者らが出席し、市場と企業の立場から特許情報の分析・管理策に関する講演とパネルディスカッションに参加する予定である。
- 2日目の9月2日には、米国、中国、インド等グローバルマーケットの特許情報活用事例が紹介され、未来技術と呼ばれる人工知能、バイオ、モノのインターネット分野の特許情報トレンドに関する多様な講演も行われる。
- さらに、無料で開放されるワークショップでは、世界先進特許庁 (米国・日本・欧州・韓) の特許情報政策・動向だけでなく、特許法人及び大学産学協力団等が新たな観点から特許情報活用戦略を紹介する場が設けられる。
- 別途設けられる展示館では、国内外の特許情報サービス企業各社が様々な製品とソリューションを紹介し、特に中小企業共同展示館では、国内特許情報スタートアップの斬新なアイデアをまとめて見ることができる。
- 特許庁のイ・ジェウ情報顧客支援局長は、「国際特許情報博覧会『PATINEX2016』は、企業の成否を決める重要要素となる特許情報について、その価値と活用に関する国際的な動向を把握するだけでなく、未来の方向についても模索することができる良い機会になるだろう」と話した。

2-3 特許庁、Global IP-Sharing Korea を開催

韓国特許庁 (2016. 8. 24.)

韓国特許庁は8月24日 (水) ソウル COEX のグランドボールルームにて「Global IP-Sharing Korea」を開催した。韓国の国際知的財産共有活動を広報するために設けられた今回のイベントは、チェ・ドンギョ特許庁長をはじめ、フランシス・ガリ (Francis

Gurry) 世界知的所有権機関(WIPO) 事務総長、国会議員、在韓公館及び関係機関の関係者など 100 人余りが参加し大きな関心を見せた。

チェ・ドンギョ 特許庁長は同日、開会の辞で被援助国から援助国へと成功裏に転換した韓国が知的財産の共有を通じて知財分野の主要一員としてこれまで努力してきた結果を紹介できる機会だと、その意義を強調した。

今回の行事で、特許庁はこれまで WIPO と共同で推進した韓信託基金事業を紹介し、2004 年から 50 の開発途上国で計 113 つのプロジェクトを通じて途上国の知的財産能力の強化と専門人材の養成事業に取り組んできたと明らかにした。

代表的には、期間が満了した特許を活用して、最貧国・開発途上国の生活の中の困難を解決する適正技術 (Appropriate Technology) の開発・普及事業がある。▲アフリカ中部、チャド共和国で捨てられたサトウキビの茎を圧縮した炭を開発して伐採禁止による生活燃料の不足問題を解決した。▲グアテマラでは、韓国の伝統かまど技術を活用して有害ガスが発生しない調理用ストーブを開発し、有害ガスによる高い乳児死亡率問題を解決した。その他にも▲フィリピンにアロマオイル抽出機、ネパールに竹の断熱住宅、モンゴルに染料抽出・染色機等 10 カ国に 11 件の技術を開発・普及した。

特許庁は 2011 年以来、エチオピアやベトナム等 8 カ国で適正技術競進大会を開催してきており、これを通じて、該当地域の住民が自ら特許情報を活用して水、燃料、住宅等、様々な生活問題を解決できるように支援することで、援助先から良い評価を受けている。

また、特許庁は国際知的財産教育事業を通じて先進国と途上国との知的財産格差 (IP-Divide) の解消に貢献している。オンライン知的財産教育コンテンツ「IP パノラマ」は現在、世界 24 カ国の言語に翻訳され活用されている。

韓国産のキャラクターを活用した「発明王ポロロ」アニメは、韓国語、英語、フランス語、スペイン語で製作されており、ユーチューブ再生件数が 2,300 万件に達する等、世界的な児童用発明教育の教材に活用されている。現在、アラビア語版を製作中であり、今年末には約 19 億人のアラビア語使用者にも紹介される予定だ。今年 3 月に発売されたモバイル発明学習用ゲーム「インベンションシティ」も 5 ヶ月間、20 万件以上ダウンロードされた。

この日、これまでの事業成果と今後の推進方向を説明した特許庁のパク・ソンジュン産業財産保護協力局長は「韓国の成功モデルは、多くの開発途上国に知的財産を通じた国家発展の希望を提示している。韓国特許庁は、途上国への援助事業を通じて知的財産の格差(IP-Divide)を解消し、先進国と途上国との架け橋の役割を担うリーダーシップを展開していく考えだ」と述べた。

一方、フランシス・ガリ WIPO 事務総長は、祝辞を述べ「途上国における知的財産の認識向上に向けた特許庁と WIPO の協力事業は、これまで多くの成果を出したモデルとなる事例であり、今後両機関は協力関係をさらに強化するとみられる」と話した。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 今年の中小・大企業間特許審判、中企が全て敗訴

電子新聞(2016. 8. 16.)

今年、中小企業がと大企業を相手にした特許分野の審判は、全て敗訴したことが分かった。

セヌリ党のキム・ジョンフン議員が特許庁から受け取った「大企業と中小企業間の当事者系審判の現況」資料をもとに 16 日、このように明らかにした。当事者系審判とは、すでに設定された権利や事実関係と関連して、当事者間紛争を審判するものだ。

中小企業の特許分野の敗訴率は 2014 年 49.2%から 2015 年 83.3%と大きく増加し、2016 年には 7 月まで行われた 14 件の特許分野の審判において、中小企業は大企業にすべて負けた。

特に無効審判分野での敗訴率が高いが、今年行われた 15 件のうち 11 件で敗訴し、73.3%の敗訴率を記録した。無効審判は、登録された権利を最初から遡及して消滅する審判であり、全体当事者系審判の中で最も割合が大きい。このほか、他の審判の種類としては商標登録取消抹消審判、権利範囲確認審判等がある。

商標分野の審判では 61.9%と比較的高い勝訴率を見せた。また、中小企業の大企業を

相手にした審判の勝訴率は2013年36.3%だったが、2014年と2015年にはそれぞれ44.9%に上り、2016年には48.3%と集計された。

キム・ジョンフン議員は「社会的弱者の知的財産権の保護支援事業の予算を現実に合わせて増額しなければならない。中小企業を含む社会的弱者の特許審判支援の量的・質的水準を向上させることが必要である」と強調した。

3-2 セルトリオン社、特許無効審決で国内発売加速化

デジタルタイムズ(2016.8.24.)



〈セルトリオン第1工場の全景〉

セルトリオンは、バイオジェンが保有しているトゥルクシマのオリジナル製品「リツキサン」の特許について特許審判院が特許無効審決を下したと24日に明らかにした。

セルトリオンは、リツキサンのバイオシミラー(バイオ後続品)であるトゥルクシマの市販のため、昨年ジェネンテック及びバイオジェン等が保有した特許について特許無効審判を請求した。トゥルクシマの年内の国内発売に向けた障害物が除去されたと判断し、商業化の準備を本格化する。

セルトリオンは、トゥルクシマ製品の許可申請前の昨年4月から11月にかけて食薬処に登録されたリツキサンに関する5件の特許に対し特許無効審判を請求した。今年4月リツキサン自己免疫疾患治療に関する特許を無効とした。今回リツキサンの主要適応症

である非ホジキンリンパ腫治療に関する特許 3 件を無効とし、これによりリツキサン関連特許 5 件のうち 4 件を無効化した。



<セルトリオンのロゴ>

セルトリオンは最近、米連邦裁判所から自己免疫疾患治療剤レムシマのオリジナル医薬品の特許無効を言い渡される等、バイオシミラー特許紛争で優位を占めている。トゥルクシマまで優位に占め、バイオシミラー市場の主導権を確保しつつある。

血液がんの抗がん剤であるバイオシミラー・トゥルクシマは昨年 10 月、欧州に製品の許可を申請した。年内の欧州許可が見込まれる。

セルトリオンの関係者は「年内トゥルクシマの国内販売を目標としており、欧州で許可の承認を受けたら、発売を本格的に開始する予定だ。トゥルクシマは、米国市場進出を控えたレムシマの後を継いで、セルトリオンの堅調な成長を率いるエンジンになる」と話した。

チョン・ヨンチョル医療/SW 専門記者 jungyc@etnews.com

3-3 290 億ウォン規模の知的財産権侵害品を摘発

韓国特許庁(2016. 8. 25.)

- 韓国関税庁は、7 月 11 日から 8 月 10 日までの 1 カ月間「韓国ブランド(以下 K-ブランド)等知的財産権侵害集中取り締まり」を実施し計 29 件、290 億ウォン(以下正規品価格基準)相当の知的財産権侵害業者を摘発した。
- 摘発された品目は、家庭用品(278 億ウォン)、電気・通信用品(8 億ウォン)、バイアグラ類(2 億ウォン)、車両用品(2 億ウォン)の順で*、主に中国から輸入される

ブルートゥースイヤホン(4千点)、エアフィルター(5千5百点)、車載用携帯電話充電器(3千4百点)等、計13億ウォン相当の物品が摘発された。

* 家庭用品(化粧品、衣類、かばん、靴、時計)、電気・通信用品(携帯電話部品、バッテリー、充電器、ブルートゥース製品)、医薬・健康食品(違法医薬品、電子タバコ)、車両・機械用品(車両部品、各種工具類、ベアリング)等

□ 関税庁は、今回の取締りの正確性を高めるために、今年6月から知的財産権侵害物品に対する輸出入情報を事前に収集してきた。

○ また、脆弱な時間帯(00時~06時)における知的財産権の侵害行為を防止するために、官民合同のオンライン・モニタリングを実施して3つのサイトを調査し、12つのオンラインサイトに対しては、是正措置を取った。

○ さらに、文化体育観光部と共同でキャラクターの違法コピーについて取り締まりを行った結果、12,582点を摘発しこれら物品に対する輸入供給網を追跡する等、捜査を拡大している。

□ これからも関税庁は、従来の輸入品目以外にKブランドの模倣品についても取り締まりを行い、国内ブランドの保護を強化する予定だ。

○ また、商標権者を含め官民協議会等、各界の意見を聴取し、文化体育観光部等との持続的な協力を通じて取り締まりを強化する一方、健全な消費文化の定着に向けて知的財産権に対する認識向上広報活動も継続的に実施する計画である。

3-4 韓国バイオシミラー業界、特許紛争への備えが必要

デジタルタイムズ(2016.8.30.)

国内バイオシミラー医薬品の競争力が高いことが分かった。

サムジョン KPMG は「バイオ医薬品市場の機会とグローバル競争力確保策」というテーマで産業動向報告書である「イシューモニター第59号」を発行したと30日に発表した。

同報告書によると、グローバル製薬産業の軸が化学合成医薬品からバイオ医薬品へと移動しつつあり、世界的に高齢化が進み、抗がん剤、リウマチ関節炎治療剤等、バイオ医薬品の需要が増加している。また、2020年のグローバルバイオ医薬品の市場規模は2,780億ドルに達する見通しだという。

特に、世界の製薬市場に占めるバイオ医薬品の売上の割合は2006年14%から2014年23%に増加しており、2020年には27%に達すると予想した。国内のバイオ医薬品市場規模は、製薬市場全体の10.5%に過ぎないが、2015年に初めて輸出が輸入を上回り黒字になる等、今後バイオ医薬品は新しい輸出エンジン産業として注目を集めていると説明した。

報告書は、現在8つのブロックブロックバスター級のバイオシミラー開発競争の中で、国内企業は7つの製品でファーストムーバー(First Mover)競争者グループに含まれていると明らかにした。また、2020年まで、欧州と米国で8つ(ヒュミラ、エンブレル、レミケード、アバスチン、ハーセプチン、ランタス、リツキサシ、ニューラスター)のブロックバスター級のオリジナルバイオ医薬品の特許満了が予定され、グローバルバイオシミラー市場の開花が見込まれるとし、バイオシミラー競争において今後5~6年で勝者が決まり、市場の成長が鈍化する可能性が高いと判断した。したがって、韓国企業が持続可能な成長を維持するためには、バイオシミラーでグローバル製薬市場での地位、経験、販売網を確保した後は、オリジネーターを改良したバイオベターとバイオ新薬で開発領域を拡大する必要があると主張した。

また、従来の医薬品(オリジネーター)開発会社とバイオシミラー開発会社での特許紛争は予想されていたものだとし、バイオシミラー開発会社は、特許紛争に備え開発段階からオリジネーターにかかっている数十種に及ぶ特許の種類と存続期間を綿密に検討する一方で、特許紛争の発生時には、他のバイオシミラー開発会社との戦略的協力を通じて共同で対応する方法を考慮する必要があると強調した。

イ・ジェウン記者 jwlee@dt.co.kr

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 モバイルゲームに関する商標出願、中小企業がリード

韓国特許庁(2016. 8. 22)

- 世界中に「ポケットモンスターGO*」ブームが巻き起こっている中、国内中小企業を中心にモバイルゲームに関する商標出願が増加していることが分かった。

* 拡張現実(AR)を利用したスマートフォン用ポケットモンスターゲーム

- 特許庁によると、2015年度全体のオンラインゲーム関連の商標出願は2,289件で、前年(2,401件)比4.6%減少した。それに対し、モバイルゲームに関する出願は980件で、前年(304件)比2.2倍も増加しており、モバイルゲーム産業の成長が注目されている。
- オンラインゲームの商標出願、中堅・中小企業が主導
 - 最近(2012~2016年6月)、オンラインゲームに関する商標出願の現況を見ると、大企業が全体の12%を占めるのに対し、中堅企業(22%)と中小企業(62%)が全体の84%を占めており、この分野における商標出願を主導していることが分かった。
- モバイルゲーム商標出願の90%は中堅・中小企業
 - モバイルゲームに関する商標出願(2012~2016年6月)の90%は、中堅(20%)企業と中小企業(70%)によって出願されたものである。
 - これは大規模な資本が必要ではないということから、使用者へのアクセスが容易である上、スマートフォン等のウェアラブル機器*の発達と普及が進んでいるため、モバイルゲームに関する商標出願が大きく増加したものと分析された。
 - 最近(2012~2016年6月)のモバイルゲーム関連商標の多出願企業をみると、(株)カムトゥスが69件で最も多く、次に(株)ウィメイド・エンターテインメント(65件)、(株)イエンプゲームズ(63件)、(株)カカオ(54件)、(株)イエローモバイル(51件)の順となる。
- 特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「高付加価値産業のゲーム産業は雇用創出などサービス業の経済活性化に及ぼす影響が大きく、これによって、前途

有望な中小企業の参加が予想されるので、これと関連された商標出願は持続的に増加するものと予想した。

4-2 大人用玩具の商標出願が大幅増加

韓国特許庁(2016. 8. 22)

玩具市場において、大人が新しい顧客として浮上している。これまで子どもだけのものと思われてきた玩具市場がキダルト*ブームに乗って、購買力のある大人にまでターゲットを広げている。実際、関連企業のドローンやフィギュア等、大人の需要が多い玩具は、関連商標出願が活発化している。

* 子どもを意味する「キッズ」(Kids)と大人を意味する「アダルト」(Adult)の造語で「子供と同じ感性と趣向を持つ大人」を指す

□ 特許庁によると、ドローン等無線操縦玩具、フィギュア等の商標出願が着実に増加している。

□ 大人の需要が多いドローン、フィギュアの商標出願が増加傾向

○ 玩具全体の出願に占めるドローン等無線操縦玩具とフィギュアの関連商標の割合は、2013年17.5%、2014年19.9%、2015年30.2%、2016年7月時点で38.8%と、着実に増えていることが分かった。同期間の商標出願件数を見ると2013年416件、2014年438件、2015年719件、2016年7月時点で605件が出願され、年末まで1,000件以上の商標が出願されるものと予想される。

○ 最近人気を集めているドローンを始めとする無線操縦玩具の場合、玩具全体の商標出願に占める割合は、2013年7.8%、2014年8.9%、2015年9.6%、2016年7月時点で14.7%となる。同期間、商標出願件数では186件、196件、230件と、着実に増加しており、2016年7月現在230件が出願され7ヵ月で前年と同じ件数を達成した。

□ 外資系大手企業も国内に商標出願

- こうした中、注目すべきなのは、スタークラフトを開発した米国のブリザード社が国内 PC ゲームシェア 1 位のオーバー・ウォッチ (OVERWATCH) をアクションフィギュアとして出願し、アクションカム*分野の先行企業である GoPro 社がカルマ (KARMA) を娯楽用遠隔操縦民間用ドローンとして出願した。その他にも、世界最大のオンラインショッピングモールを運営するアリババ社も図形商標をフィギュア (figure) として出願した。

* アクションカム (action cam): 自転車やヘルメット、サーフィンボード等に付着してレジャー活動を撮影することができる専用カメラ

- 大衆的なブランドパワーを持つこれらの企業は玩具メーカーではないが、大人を主な消費層とする玩具市場に関心を持って、関連商品の開発を行っている。
- 特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「少子化の影響で、玩具の主な消費層である子供の数が減っている反面、キダルトブームで大人の玩具の需要が増加し、関連企業も新たな市場に重点を置くものとみられる。商標出願は商品市場に先行するという事実を考慮すると、大人を主なターゲットにする玩具の商標出願もこれから地道に増加し、関連産業の規模も大きくなるものと予想される」と話した。

その他一般

5-1 藻類利用技術に関する特許出願が活発

韓国特許庁 2016. 8. 19.)

韓国は、春や夏になると悪臭を放ち、河川の生態系を破壊する緑潮問題が頻繁に発生する。しかし、緑潮等の藻類¹ (algae) は問題を起こす一方で、バイオ燃料の生産や下水の処理等の分野で有用な資源として利用される可能性もある。実際、緑潮等の藻類を利用した技術出願も着実に行われている。

- 特許庁によると、過去 10 年間、藻類を利用したバイオ燃料の生産及び下水処理技術の出願が着実に増加している。

¹ 水中で生息し、光合成色素を持って独立した栄養生活をする植物群の一種であり、藍潮、緑潮等がある(環境用語辞典)。

- 関連技術の出願は2006年1件、2007年10件、2008年16件に過ぎなかったが、増加を続け2009年30件、2010年35件に増加した。実際2011年以降は、年平均約50件以上が出願されている。
- バイオ燃料技術の出願現況
 - バイオ燃料の生産に関する出願が80%以上を占めているが、初期は藻類からバイオ燃料を作る工程や藻類培養装置に関する出願が大半だったが、
 - 2010年以降は遺伝工学の発達に伴い、燃料生産の効率が高い新しい藻類を利用してバイオ燃料を作ったり(18件、2010～2014年)、遺伝子操作を通じて藻類細胞内でバイオ燃料の原料物質生産量を増大させる技術(10件、2010～2014年)等が出願されている。
 - 出願人の比率を国籍別に見ると、韓国人の出願が増えている。2007年3件で全体出願件数の30%、2008年には4件で27%を占めていたが、2009年以降は全体出願件数の50%～70%を占めていることが確認された。
 - バイオ燃料は穀物から生産されるのが一般的だが、海で養殖した藻類を利用すれば、穀物の栽培に必要な大規模の土地や水が必要なくなり、資源を効率的に利用できるとのメリットがある。藻類は、大気中の二酸化炭素を吸収し酸素を供給するので、温室効果ガスの削減にも寄与する効果が得られる。
- 下水処理技術の出願現況
 - 下水処理分野における出願も増加している。これは、藻類を利用して下水処理工程のコストを削減する技術開発が活発に行われているためと分析される。
 - 下水・廃水処理のために投入される総費用の約25%が微生物に酸素を供給するのに必要な電気費用だが、二酸化炭素を吸収して酸素を供給する藻類を利用する場合、酸素の供給にかかる電気費用を削減できるという利点がある。
- 特許庁のチョ・ヨンギル資源再生審査チーム長は「藻類を利用したバイオ燃料の生産技術や下水処理技術が広く利用されるためには、藻類に供給する飼料の費用問題

等が解決されなければならない。最近、政府が支援する研究開発を含めて関連技術の開発が活発に行われており、高付加価値を創出できる藻類利用技術の出願は引き続き増加すると期待される」と述べた。

5-2 2016年第1四半期の知的財産権貿易収支、大幅改善

デジタルタイムズ(2016.8.25.)

今年第1四半期の韓国知的財産権の貿易収支が大きく改善した。特に医薬品技術をフランス等に輸出した効果と国内の大手企業がグーグル・アップル等、グローバルIT(情報通信)企業に出すロイヤルティが減少したことが大きく影響したと分析されている。

韓国銀行が今月24日に発表した「2016年第1四半期の知的財産権貿易収支(暫定)」を見ると、今年第1四半期の韓国の知的財産権貿易収支は7億8,000万ドルの赤字を出した。関連統計を集計し始めた2010年第1四半期から25四半期連続赤字ではあるが、赤字幅は第1四半期基準で史上最低水準となった。昨年第1四半期(19億7,000万ドル赤字)と比較しても、半分を超える11億9,000万ドルも減少し改善傾向が目立った。

知的財産権には特許・実用新案権、商標・フランチャイズ権、デザイン権を含めた産業財産権と著作権等が含まれる。

特に、国内の中小・中堅企業がフランス・米国等に医薬品技術を輸出したことと、国内の大手企業が米国企業に払わなければならない電気・電子製品の特許料が大幅に減少する等の要因に注目すべきである。

まず、国内の中小・中堅企業の第1四半期の知的財産権の貿易収支は、6億3,000万ドルの黒字と集計されたが、これは四半期基準の過去最大規模となる。取引相手国の中でフランスとの取引では、3億3,940万ドルの黒字を出した。これまで赤字が続いてきたが、史上初めて黒字へと転換した。

韓国銀行のキム・ボソン経済統計局国際収支チーム課長は「製薬業界の中小・中堅企業がフランスに技術輸出する際、多くの特許料を受け取った。特定技術を開発して、今後数年間特許料を受け取ることができるために、韓国としてはかなりプラスとなる部分」と説明した。

昨年、韓米薬品はフランス系製薬会社であるサノフィと7兆ウォン規模の糖尿病の新薬技術輸出契約を結んだ。

米国を相手にした韓国大企業の知財権貿易収支の現況も改善した。

通常、韓国との知的財産権の貿易で多くの利益を出す国は米国で、韓国はこれまで慢性赤字を出してきた。ただ、今年第1四半期には、米国との取引で知財権貿易収支の赤字が前四半期(-24億4,000万ドル)より半分程度減少した10億3,000万ドルにとどまり、改善傾向が目立った。

特に、電気・電子製品の知財権輸出は、前四半期10億7,000万ドルから今年第1四半期9億4,000万ドルへと小幅減少したが、輸入は22億2,000万ドルから18億9,000万ドルに大幅に減少した。

取引相手国の中で黒字規模が最も大きい国は中国で、4億7,000万ドルの黒字を出した。ベトナムとの取引においても4億1,000万ドルの黒字を記録した。

ムン・ヒェウォン記者 hmoon3@dt.co.kr

5-3 高性能タイヤに関する特許出願が増加

韓国特許庁(2016.8.25.)

タイヤも進化している。最近、電気自動車等の未来エコカーの開発に伴い、タイヤにおいても安全性を高めた高性能タイヤが登場しつつある。タイヤの空気圧不足やパンク等によるドライバーの不安と安全事故を予防するための様々な安全型タイヤに関する技術出願が着実に行われている。

□ 特許庁によると、過去10年間(2006~2015)ドライバーの安全事故の予防に向けた未来型高性能のタイヤに関する技術出願が地道に行われている。

□ 安全型タイヤ技術の年度別出願状況

○ 安全型タイヤ技術の出願件数は、2006年82件、2007年82件、2008年69件、2009

年 63 件、2010 年 95 件等二桁だった。以降、2011 年 106 件、2012 年 135 件、2013 年 146 件に増加し、2014 年(88 件)と 2015 年(71 件)は前年に比べ小幅に減少したものの、地道に出願されている。

□ 安全型タイヤ技術の類型別現況

- (ランフラットタイヤ) タイヤが突然パンクしても、タイヤの外観の形状を維持しながら、一定の距離を時速 80 キロ以上の速度で正常に走行できるランフラット (Run-flat) タイヤ
 - 最近、国内外の車への適用が次第に拡大しているランフラットタイヤは、この 10 年間(2006~2015) 149 件が出願されており、錦湖(クムホ)タイヤ(40 件、27%)、韓国タイヤ(30 件、20%)といった国内タイヤメーカーの出願の割合が最も高かった。
- (シーラントタイヤ) 鋭い物質によるタイヤパンク等、穴の開いた部位を特殊縫合剤が自動的に縫合し、交替の必要がないシーラント (Sealant) タイヤ
 - シーラントタイヤはこの 10 年間 60 件が出願されており、韓国タイヤ(15 件、25%)と錦湖タイヤ(15 件、25%)が市場を主導している。
- (非空気圧式タイヤ) 従来の空気注入方式の代わりに、ゴムやウレタンをくもの巣のように連結したタイヤで形を維持させ、パンクの可能性を減らした非空気圧式タイヤ
 - 非空気圧式タイヤは同期間計 181 件が出願されており、韓国タイヤ(32 件、18%)の出願が最も多かった。次いで個人(21 件、12%)、錦湖タイヤ(8 件、4%)等の順となる。
- (TPMS:Tire Pneumatic Monitoring System) タイヤの安全に関する技術で、走行中にタイヤの空気圧の変化をモニタリングしてドライバーに知らせ、事故を予防するタイヤ空気圧モニタリングシステム
 - TPMS 技術出願は、国内完成車メーカーと部品会社が主導しているが、この 10 年間、現代自動車(79 件、14%)、現代オートローン(52 件、10%)、現代モービス(39 件、7%)が出願全体の 71%を占めている。海外メーカーとしては、横浜ゴム(22 件、4%)、デンソー(20、4%)等の順だ。

- TPMS の細部技術では、走行状況別にタイヤの圧力を制御する制御技術が出願全体の 34%と割合が最も高く、センシング技術(28%)、位置認識技術(19%)、信号伝送技術(8%)等の順だった。

□ 安全タイヤ技術の類型別出願状況

- TPMS 技術の出願が 58%(547 件)と割合が最も高く、次に非空気圧式タイヤ 19%(181 件)、ランフラットタイヤ 16%(149 件)、シーラントタイヤ 7%(60 件)等の順となる。特に非空気圧式タイヤは 2010 年以降、年平均 20 件以上と出願が活発に行われている。

- 特許庁のキム・ソンナム自動車審査課長は「自動車の性能と安全はどのタイヤを装着するかによって大きく変わる。200 kgを越える重いバッテリーが装着される電気自動車等、未来自動車の技術競争に伴い、性能と安全性を高めた未来型タイヤ技術に関する研究と特許出願も徐々に増えると予想される」と述べた。

5-4 EV のコア技術、炭化ケイ素半導体の特許出願が増加傾向

韓国特許庁(2016. 8. 30.)

- # 日本のトヨタ自動車のハイブリッド自動車である「プリウス」モデルは、炭化ケイ素(SiC)電力半導体を適用し、車の電力損失を 80%減らし燃費を 5%以上改善した。素材分野の競争力が製品の競争力に直接つながった事例だ。電気自動車、ハイブリッド自動車等電気・電子分野において、エネルギー効率を高めるコア素材である炭化ケイ素電力半導体技術が国内でも着実に開発されている。

- 特許庁によると、電気自動車、ハイブリッド自動車のエネルギー効率を改善できる炭化ケイ素(SiC)単結晶成長方法に関する出願件数は、過去 10 年間で計 117 件であり、2011 年に急増してから緩やかな成長を続けている。

- 2006 年 4 件、2007 年 10 件、2008 年 10 件、2009 年 12 件、2010 年 9 件が出願された。2011 年は 22 件、2012 年 9 件、2013 年 23 件等、二桁の件数で出願されている。

炭化ケイ素 (SiC) 半導体

- 電力半導体は、電圧と電流を調節する半導体である。電力半導体は電気自動車、鉄道等電力消費が多い多様な機器に使用される。電気自動車の電力を効率的に管理できる電気自動車のコア技術となる。
- 現在、電力用半導体素子はシリコン(ケイ素)半導体が大半を占めている。シリコン半導体に比べ、電力を減らし熱の発生も少ない炭化ケイ素 (SiC) 電力半導体が新たに注目されている。炭化ケイ素 (SiC) 電力半導体は、電気自動車等で約 5% 以上の燃費削減効果等エネルギー効率性も高い。高温・高圧に耐えなければならない電力半導体や工程装備部品としての長所が多い。

- 炭化ケイ素 (SiC) 単結晶成長方法の出願動向を見ると、昇華法 59.0% (69 件)、高温気相蒸着法 7.7% (9 件)、溶液成長法 33.3% (39 件) となっており、商業化初期から広範囲に使われている昇華法が過半数以上を占めている。
 - 昇華法は、高い成長温度による炭化ケイ素 (SiC) 結晶欠陥制御の困難から停滞している。溶液成長法は、比較的低い温度 (2100°C 以下) で欠陥が著しく減少した高純度・高品質の単結晶を製造できるという長所から 2013 年から急激に増加している。
- 国別では、韓国 (64 件、54.7%) と日本 (48 件、41.0%) がこの 10 年 (2006~2015) 間、主流となっている。多出願の順位は、ポスコグループ (21 件)、トヨタ自動車 (20 件、新日鉄住金との共同出願 8 件を含む)、東義大学 (13 件)、SK イノベーション (8 件) 等の順となる。
 - 韓国人の出願は「超高純度炭化ケイ素 (SiC) 素材事業団」の 1 段階が始まった 2010 年以降から増加しており、この時から累積件数で外国人出願を超えた。
- 特許庁のバン・ヨンビョン精密化学審査課長は「超高純度の SiC 材料は、難易度の高い技術を求めるが、半導体産業を一段と成長させるためには、必ず確保しなければならない源泉素材技術である。今後電気自動車/太陽光用エネルギー素子及び高

純度の半導体部品分野を取り込むためには、特化した独自の技術はもちろん、知的財産権の確保にも関心を持つ必要がある」と述べた。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム